

登別市新型インフルエンザ等対策行動計画

登別市

平成27年3月

—目次—

I はじめに	1
1 国における取組	1
2 北海道における取組の経緯	1
3 登別市行動計画の作成	2
II 総論	4
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
1 - 1 対策の目的及び基本的な戦略	4
1 - 2 対策の基本的な考え	4
1 - 3 対策実施上の留意点	6
2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
2 - 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
2 - 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	9
3 対策推進のための役割分担	9
(1) 国の役割	9
(2) 道の役割	10
(3) 市の役割	10
(4) 医療機関の役割	10
(5) 指定地方公共機関の役割	11
(6) 登録事業者の役割	11
(7) 一般の事業者の役割	11
(8) 市民の役割	11
4 対策の基本項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報提供・共有	12
(3) 予防・まん延防止	14
(4) 予防接種	15
(5) 医療	18
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	20
5 発生段階	21
(1) 考え方	21
(2) 発生段階	21

Ⅲ 各論	-----	2 3
1 未発生期	-----	2 3
(1) 実施体制	-----	2 3
(2) 情報提供・共有	-----	2 4
(3) 予防・まん延防止	-----	2 4
(4) 予防接種	-----	2 5
(5) 医療	-----	2 5
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	-----	2 5
2 海外発生期	-----	2 6
(1) 実施体制	-----	2 6
(2) 情報提供・共有	-----	2 7
(3) 予防・まん延防止	-----	2 7
(4) 予防接種	-----	2 8
(5) 医療	-----	2 8
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	-----	2 8
3 国内発生早期	-----	2 9
(1) 実施体制	-----	2 9
(2) 情報提供・共有	-----	2 9
(3) 予防・まん延防止	-----	3 0
(4) 予防接種	-----	3 1
(5) 医療	-----	3 1
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	-----	3 1
4 国内感染期	-----	3 2
(1) 実施体制	-----	3 3
(2) 情報提供・共有	-----	3 4
(3) 予防・まん延防止	-----	3 4
(4) 予防接種	-----	3 5
(5) 医療	-----	3 5
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	-----	3 6
5 小康期	-----	3 7
(1) 実施体制	-----	3 8
(2) 情報提供・共有	-----	3 8
(3) 予防・まん延防止	-----	3 9
(4) 予防接種	-----	3 9
(5) 医療	-----	3 9
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	-----	3 9

(参考1) 特定接種の対象となる業種・職務について -----	4 1
(参考2) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 ---	4 2
(参考3) 【用語解説】 -----	4 5

I はじめに

1 国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

2 北海道における取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、平成20年（2008年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年（2009年）2月及び平成23年（2011年）9月に抜本的な改定を行いました。

一方、北海道では、これまでも家畜伝染病予防法に基づき、家きん飼育農場に対する鳥インフルエンザの発生防止対策や異常家きん等の早期発見、早

期通報などの動物に関する取組を行うほか、「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」に基づき、新型インフルエンザの発生に備えた治療薬の確保などに努めてきました。

また、国において、平成17年（2005年）11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、道としても国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改訂を行いました。

さらに、平成21年に道内でも大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）において講じた対策について、弱毒性の新型インフルエンザが発生した場合と強毒性の新型インフルエンザが発生した場合における課題の整理やその改善方向を検討するとともに、今後の新型インフルエンザの発生に備え、国への効果的な対応策の提言を目的として、「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」を策定するなど、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

道は、特措法第7条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年（2013年）6月7日）（以下「政府行動計画」という。）を基本とし、「北海道感染症危機管理対策協議会」やパブリックコメントにより道民の意見を聴いた上で、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。道行動計画は、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

3 登別市行動計画の作成

市は、特措法第8条に基づき、政府が作成した「政府行動計画」及び北海道が作成した「道行動計画」を基本とし、登別市健康づくり推進協議会やパブリックコメントにより市民の意見を聴いた上で、「登別市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

この市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示します。

また、市行動計画は、政府及び北海道が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

II 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1-1 対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、市としても、国及び道と緊密に連携し、国及び道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

1-2 対策の基本的な考え

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、

発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市としても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画に即した基本的考え方です。

(市の取組みの考え方)

- 発生前の段階では、水際対策への協力、地域における医療体制の整備、予防接種体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 市内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

- 市内で感染が拡大した段階では、市は、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められ

ることとなります。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて、市は道と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

1-3 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画、市行動計画に基づき、国、道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意した対応をします。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、北海道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の

売渡しの要請等への協力に当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

登別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

2-1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデー

タを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、これを市に当てはめると次のとおり推計されますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされています。

<想定>

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定。
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定。
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計。
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果。

[新型インフルエンザ等患者数の被害想定表]

		国	北海道	登別市
感染者数		約3,200万人 (人口の25%)	約142万人 (対国人口比4.45%)	約12,900人 (対国人口比0.04%)
受診者数		約1,300万人 ～約2,500万人	約55万9千人 ～約107万5千人	約5,200人 ～約10,000人
中等度	入院患者数 (1日当たり最大)	約53万人 (約10.1万人)	約2万3千人 (約4千3百人)	約210人 (約40人)
	死亡者数	約17万人	約7千人	約70人
重度	入院患者数 (1日当たり最大)	約200万人 (約39.9万人)	約8万6千人 (約1万7千人)	約800人 (約160人)
	死亡者数	約64万人	約2万8千人	約260人

※登別市の人口は51,526人(平成22年10月国勢調査)として推計しています。

この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していません。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要があります。

2-2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、一つの例として以下のような影響が想定されます。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。罹患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤します。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

3 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本市の役割は、国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

(1) 国の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生時には、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

イ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。

ウ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸

外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

エ 未発生期は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

オ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進します。

カ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

（２）道の役割

ア 道は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 特に特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たします。

ウ 市と緊密な連携を図ります。

（３）市の役割

ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

イ 市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

ウ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

（４）医療機関の役割

ア 未発生期から、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

イ 未発生期から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフル

エンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

エ 新型インフルエンザ等のまん延防止のために行うワクチンの接種に協力します。

(5) 指定地方公共機関の役割

新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

ア 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。

イ 未発生期から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、事業所等の活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

イ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。

ウ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

ア 未発生期から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様に、マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の個人レベルでの感染対策を実践します。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料

品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

4 対策の基本項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします」ことを達成するため、以下の6つの項目で対策を進めます。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

各項目の対策については、「Ⅲ 各論」において発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市は、市の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、市は国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行います。さらに、国、道及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」といいます。）がされたときは、特措法及び登別市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

(2) 情報提供・共有

ア 目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須です。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

また、児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供します。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

市民への情報提供に当たっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供します。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、市対策本部に広報対策担当を設置し、適時適切に情報を共有します。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

(3) 予防・まん延防止

ア 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 個人における対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ道から不要不急の外出自粛要請等が行われたときは、その要請に応じ協力します。

ウ 地域・職場における対策

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ道から施設の使用制限の要請等が行われたときは、その要請に応じ協力します。

エ その他

海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の基となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等感染症に限って記載します。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

(イ) 特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」といいます。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

- ・それ以外の事業者

(エ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

(オ) 接種体制

a 実施主体

(a) 国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 道

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(c) 市

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

原則として集団接種を行います。

接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われません。

b 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われます。

(イ) 対象者の区分

接種対象者は、次の4つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応します。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者の順
高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者の順
小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方（小児優先）

成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定 ①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者の順
高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてあわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者の順
高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の順

(エ) 接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において決定されることから、市においても北海道と連携しながら適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力します。

～ 医療に関する道の対策 ～

●医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国かつ急速にまん延し、かつ道民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

●発生前における医療体制の整備について

道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）郡部医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を

進めます。

●発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定します。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけではなく、日本医師会・北海道医師会・郡市医師会、学会等の関係機関のネットワークの活用が重要です。

●医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行います。

道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行います。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。
- ② 政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしていることから、道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、道、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。

また、市は、必要に応じて、国、道等と連携して一般事業者・団体及び市民に事前の準備を行うよう働きかけるとともに、高齢者、障害者等の要援護者の生活の安定確保に配慮します。

5 発生段階

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

また、道行動計画では、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

これらを踏まえ、市における発生段階は、国や道が定める段階に基づき、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の区分とし、新型インフルエンザ等の発生に際しては、道および近隣市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとします。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、対策の内容も、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化するという事に留意する必要があります。

(2) 発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

Ⅲ 各論

以下、発生段階ごとに、対策の基本項目における個別の対策等を記載します。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1 未発生期

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

イ 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行います。
- ・国、道等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- ・海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、道等からの情報収集等を行います。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画や道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。

イ 体制の整備及び連携強化

- ・市における取組体制として、新型インフルエンザ等対策に必要な体制や連絡手段等を整備します。
- ・道や他の市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素

から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策の普及を図ります。

イ 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ・常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制の構築に努めます。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等相談窓口を設置する準備を進めます。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・感染予防のため、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。

ウ 水際対策への協力

- ・道では、検疫の強化の際に必要な防疫装置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他国の関係機関との連携を強化します。
- 市は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・市は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。
- ・市は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力します。

イ 住民接種

- ・市は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 帰国者・接触者相談センター等

- ・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等の設置の準備を進めることから、これらの情報収集に努め、市民周知に向けた準備を進めます。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

- 市は、道及び国と連携して、道内感染期における高齢者、障がい者等

の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等について検討します。

イ 火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため道が進める体制整備に、国とともに連携して、取組等に適宜協力します。

ウ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等に努めます。

2 海外発生期

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道と連携しながら対応します。
- ・対策の判断に役立てるため、国、道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- ・市民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、初動体制等について協議します。
- ・国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定し、道が対処方針を決定した場合は、市においても、速やかに国や道の方針に基づき必要な措置を講じます。
- ・海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国や道の対策に準じ、必要な措置を講じます。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、道等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行います。
- ・市は、情報の提供に当たっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めます。

イ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

ウ コールセンター等相談窓口の設置

- ・市は、道等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせ等に対応できるコールセンター等相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の周知等

- ・市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなどの感染予防、感染拡大防止策の普及を図ります。
- ・市は、国や道と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めます。

- ・市は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国や道と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供および注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行います。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・市は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

- ・市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国や道と連携して、接種体制の準備を行います。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・未発生期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 帰国者・接触者相談センター等の周知

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、道が設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・市は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。

イ 遺体の火葬・安置

- ・市は、道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

3 国内発生早期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を速やかに行います。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針

- ・国内発生早期に移行し、国が感染拡大防止策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。

イ 対策本部

- ・国において緊急事態宣言が行われたときは、特措法に基づく市対策本部を設置し、道と連携・協力しながら緊急事態に係る対策を実施します。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、国や道等が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、国内での発生状況、現在の具体的な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し注意喚起を行います。
- ・市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

- ・市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と現場の状況把握を行います。

ウ コールセンター等相談窓口の充実・強化

- ・市は、道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、コールセンター等相談窓口体制を充実・強化します。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染対策の実施

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の実施を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・道と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を強化するよう要請します。
- ・国や道と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への

対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。

イ 水際対策への協力

- ・国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起等の水際対策に引き続き協力します。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・市は、道、国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

- ・市は、道等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認します。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始します。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

ウ 住民接種の実施

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・海外発生期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 帰国者・接触者相談センター等

- ・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等の設置の準備を進めることから、これらの情報収集に努め、市民周知に向けた準備を進めます。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場

における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者にも周知します。市は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・国や道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

ウ 水の安定供給

- ・ライフラインである水道水を、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においても安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

4 国内感染期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます）。

イ 目的

- ・医療体制を維持します。
- ・健康被害を最小限に抑えます。
- ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制を維持するため、道の対策に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・市は、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合、そして、道の対処方針が変更された場合は、速やかに国や道の方針に沿って必要な措置を講じます。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、国により「緊急事態宣言」がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。
- ・市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行います。
- ・市は、道と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた市内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知します。

イ 情報共有

- ・市は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

ウ コールセンター等相談窓口の体制充実、強化

- ・市は、市民からの相談の増加に備え、コールセンター等相談窓口体制を継続します。
- ・市は、状況の変化に応じた適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・市は、道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・市は、道等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
- ・市は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・市は、道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ・市は、道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を強

化するよう要請します。

イ 水際対策への協力

- ・海外発生期に引き続き、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

<緊急事態宣言がされていない場合の措置>

ア 特定接種の実施

- ・国内発生早期に引き続き、国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 特定接種の広報・相談

- ・国内発生早期に引き続き、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

ウ 住民接種の実施

- ・国内発生早期に引き続き、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）を実施するとともに、その接種に関する情報提供を実施します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

ア 住民接種の実施

- ・国内発生早期に引き続き、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

イ 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先接種の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、国内発生早期に引き続き、分かりやすく周知します。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・国内発生早期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各

種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 地域未発生期、地域発生早期における対応

- ・道は、必要が生じた際には、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とすることから、協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

ウ 地域感染期における対応

- ・道は、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めることから、道と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう協力します。
- ・道は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知することから、必要に応じ適宜協力します。

エ 在宅で療養する患者への支援

- ・患者や医療機関等から要請があった場合には、道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

オ 臨時の医療施設

- ・道は、緊急事態宣言がされている場合には、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めることから、情報の収集と市民への周知に努め、地域医療が円滑に機能するよう対応します。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請します。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・国や道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

※緊急事態宣言がされている場合は、以下の対策を併せて実施します。

ウ 水の安定供給

- ・国内発生早期に引き続き、ライフラインである水道水を、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においても安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、市内未発生期に引き続き、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を強く行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適切な措置を講じます。

ウ 要援護者対策

- ・国から、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請があったときは、その要請に応じ対応します。

エ 埋葬・火葬の特例等

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保します。
- ・遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

5 小康期

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまってい

る状態。

- ・大流行は一旦終息している状況。

イ 目的

- ・市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・市は、情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合、道が対処方針を変更した場合は、速やかに国や道の方針に沿った対応を行います。

イ 緊急事態宣言がされている場合

- ・市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小又は中止します。

ウ 対策の評価、見直し

- ・市は、各段階における対策に関する評価を行い、市行動計画等の必要な見直し等を行います。

エ 対策本部の廃止

- ・市は、国において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに市対策本部を廃止します。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・コールセンター等相談窓口寄せられた問い合わせ等の各種情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

イ 情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ

双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

ウ コールセンター等相談窓口体制の縮小

- ・状況を見ながら、国の要請に基づき、コールセンター等相談窓口の体制を縮小します。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染対策等の周知

- ・市は、国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について市民に周知します。
- ・市は、市民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(5) 医療

ア 医療体制

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことから、道における対応に適宜協力します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止することから、道における対応に適宜協力します。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・道と連携し、必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

イ 要援護者対策

- ・国内感染期に引き続き、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国、道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

(参考1)

○特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

A-1：新型インフルエンザ等医療型

A-2：重大・緊急医療型

B 国民生活・国民経済安定分野

B-1：介護・福祉型

B-2：指定公共機関型

B-3：指定公共機関同類型

B-4：社会インフラ型

B-5：その他

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者となります。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

(参考2)

○国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画及び道行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

市としても、市行動計画の関連事項として政府行動計画及び道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

(1) 実施体制

ア 体制強化

- ・国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内会議を開催し、国や道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。
- ・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国や道が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集することから、適宜協力するとともに、必要に応じ、情報の提供を求めます。

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握することから、必要に応じ、情報の提供を求めます。

(3) 情報提供・共有

- ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道等と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な

情報提供を行います。

- イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、国や道等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、市民に積極的な情報提供を行います。

(4) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合に、国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行うことから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- ・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行う等、道内における感染防止に努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 疫学調査，感染対策

- ・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- ・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- ・道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

ウ 家きん等への防疫対策

- ・道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

(5) 医療

- ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
 - ・道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
 - ・道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合
- ・道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
 - ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
 - ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

(参考3)

【用語解説】

※五十音順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されます。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指しています。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されています。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院さ

せるための病床です。

- 帰国者・接触者外来
新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定します。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。
- 帰国者・接触者相談センター
発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- 強毒性
重症化しやすく、致死率の高い新型インフルエンザが発生した場合。
- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。
- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要があります。
- サーベイランス
見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。
- 指定届出機関
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類

感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 弱毒性

重症化しにくく、致死率の低い新型インフルエンザが発生した場合。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

○ 致死率（致命率Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

- 濃厚接触者
新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定されます。
- パンデミック
感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性，増殖性，宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。
- プレパンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。